

平成30年8月9日

報道関係者各位

株式会社 BLACK STAR&CO.
代表取締役 平井 政光

報道機関よりいただきました質問状に対する回答

この度、平成30年8月7日（火）までに頂きました質問状につき、下記の通り回答を申し上げます。

■はじめに

まず、この度の件に係る弊社の報道に対する対応方針に関し、ご理解並びにご協力を頂いております報道各社並びに所属する記者の皆様に御礼を申し上げます。

引き続き公式 Web-site (spindle.zone) の問い合わせフォームよりお問い合わせを頂きましたら、今回同様にリリース上で回答をさせて頂きますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、前回のリリースにつき個人名の掲載について多方面よりご意見を賜り、個人情報保護の観点から個人名に関しましては、今回より質問部分につきましても黒塗りでの回答とさせていただきます。加えまして質問全体が個人情報に該当する内容につきましましては回答を控えさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

■金融庁監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム兼関東財務局理財部金融監督第6課とのやり取りについて

標題の件につき報道関係者各位からのご要望に伴い、平成30年7月31日付リリースにてお知らせをしておりますとおり「平成30年1月12日より平成30年7月25日までに行われた貴局－弊社間におけるやり取りについての開示許諾願」において同書面内に一覧を付しましたやり取りの記録につき開示を許諾いただけるよう関東財務局に依頼を行ないましたが、昨日発行のリリースに添付をしておりますとおり開示を許諾いただけない旨の回答を正式に受け取りました。

つきましては、弊社としては大変遺憾ではございますが、関東財務局とのやり取りに抵触します内容につきましましては以後回答を差し控えさせていただきますこと、お知らせいたします。弊社としましても本意ではございませんので、何卒ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

■回答一覧(質問につきましては、誤記等を含め各報道機関様より頂きました原文に手を加えずに記載しております)

1	<p>貴社 Black Star & Co.社 (以下、貴社) は、昨年の SPINDLE プレセールの発行体であったということで間違いありませんでしょうか。</p>	<p>弊社は SPINDLE プレセールの発行体ではありません。</p>
2	<p>資料では、貴社は自称アーティストの ████████ 氏に 20%の販売手数料を支払い SPINDLE を販売したことになっていますが、これは事実でしょうか。</p>	<p>██████ 氏の関連会社に販売手数料を支払い、SPINDLE 販売に係る媒介(紹介)を依頼した事実はありますが、販売手数料は 20%ではありません。個別具体的な手数料の額はお答えしかねます。</p>
3	<p>金融庁(関東財務局)は、少なくとも5月10日以降、貴社に対し本件 SPINDLE での調達資金決済法ではなく金融商品販売法における集団投資スキームに該当するという判断を申し伝え、処分を行う意志を伝えているようですが、これは事実でしょうか。</p>	<p>事実ではありません。本件につきましては、平成30年7月31日付リリースに詳細を記載しておりますのでそちらをご確認ください。</p>
4	<p>貴社の SPINDLE 販売代理店の一部が、国家公安委員会の指定する広域指定暴力団の構成員に割増で売りつけ、問題になっているようです。警察庁・警視庁から何らかし事情を訊かれた経緯はおありでしょうか。</p>	<p>警察庁並びに警視庁から弊社に事情をお問い合わせいただいたことはありません。質問文前段でお書きいただいているような事実がございましたら是非調査を行ない、万一関与の判明しました販売店につきましては処分をいたしたいと存じますので、情報提供のほど宜しくお願い申し上げます。</p>
5	<p>昨年12月の時点で発行された SPINDLE の保有者名簿の中に ████████ 氏が 0.54%保有していることになっています。これは間違いありませんでしょうか。</p>	<p>昨年12月の段階で SPINDLE の保有者名簿が作成された事実自体がありません。当該名簿をご提供いただきましたら、その作成に社内外の関係者が関与していたかどうかなどを調査することは可能です。 プレセールシステム内データベースの情報についてを指しておられます場合、当該データベース内 ████████ 氏の購入情報は登録されておりませんでした。</p>